

2013 年 9 月 11 日

「日本再興戦略」等を踏まえた特許行政の課題と取組について

委員 竹中俊子

所用により第 1 回知的財産分科会を欠席するため、今回のテーマに関して書面にて考えを述べさせていただきます。

1. 制度の国際調和について

PPH を通しての実体制度調和を進めていくべき。但し、EPO・USPTO から JP0 への PPH の場合、JP0 から USPTO/EPO に比べて登録率が低いと聞いている。欧米の出願人には PPH を使った JP0 出願の価値を疑う声もあると聞いた。また、JP0 の審査が厳しすぎるという印象が広がり、日本市場の魅力の後退に伴い、欧米出願人の日本出願離れが起こっているとも聞いた。もし低い登録率といううわさが現実でなければ、一掃するデータによる PR 活動が必要であろう。

2. ASEAN での知財基盤構築支援について

ワシントン大学ロースクール先端知的財産研究センター（CASRIP）では、ASEAN 統一特許庁設立構想を支援するため、ASEAN 各国から将来リーダーとなる若い研究者等を Ph.D. の学生又は Visiting Scholar として招聘し、研究者ネットワークを構築していく予定。METI-JP0 も大学・研究機関と協力して ASEAN 諸国の法律制定プロセスのキーパーソンを長期に育成する活動を行ってはどうか？

3. 新興国での権利保護について

アジア諸国にとって、日本・韓国・台湾（最近は中国も）は知財を使った産業発展成功例の身近なモデル。新興国には、新興国から先進国に転換した時期の日本企業の知財活用のベスト・プラクティスを知ってもらうことが重要。また、先進国における中小企業が知財を活用し大企業と競争する例などを紹介すると良いと思う。

4. Apple v. Samsung 訴訟から学ぶこと

IT 分野では、技術については標準化によって各社で違いはなくなり、個性で競争するのは、装置やスクリーンのデザインが中心になってきている。さらに標準技術普及のため、欧米の判例では標準必須特許の差止は認められず、ライセンス単価は低くなる傾向が顕著。これに対し、差止請求権の行使が可能なデザイン特許やトレードドレスにの価値は上がる傾向がある。日本ももっと柔軟にトレードドレスやデザインの保護を認めたほうが良いのではないか。振興国との競争においてもデザインやトレードドレスの保護の重要性は増大している。中国の最高人民法院の解釈では標準必須特許の差止は認められず、ライセンスも通常のライセンスよりかなり安い率とすべきとされている。外観のコピーは容易であるので、日本も米国と制度を調和し、振興国に対してトレードドレスやデザイン保護強化を求めるべき。

以 上